

津波防災地域づくりに関する法律における 津波浸水想定について

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室



国土交通省

概要

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。

- ・推進計画区域
- ・津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- ・津波浸水想定区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項(ハザードマップ、避難訓練、津波標識等)
- ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項

<公共土木施設等の整備等>

- ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備
- ・津波防護施設の整備(推進計画に位置づけて整備)
- ・避難経路、避難施設(容積率規制の特例あり)、避難タワー、公園、緑地、地域防災拠点等の整備及び管理 等

<防災性の高い市街地の形成等>

- ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業
- ・津波防災住宅等建築区に係る土地区画整備事業
- ・市街地の整備改善のための事業(市街地再開発事業、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に関する事業等)
- ・集団移転促進事業に関する事項(推進計画に位置づけた場合、都道府県が計画策定主体となることも可)

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。

都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築に許可を必要とすべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

基本指針(平成24年1月16日告示)の概要

基本指針とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的な指針として国土交通大臣が定める。

記載事項

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」
- 地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で効果的に推進
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 都道府県が、国・市町村と連携・協力して計画的に実施
- 海域・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査
- 広域的な見地から必要なもの(断層モデルの検討、航空レーザ測量等)については国が実施

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

- 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定
- 津波浸水シミュレーションに必要な断層モデルは、中央防災会議等の検討結果も参考に国が提示
- 断層モデルが検討されていない海域でも、今後、過去の津波の痕跡調査等を実施し、中長期的に断層モデルを検討
- 悪条件として、満潮位や地盤沈降、堤防等の破壊を考慮

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

- 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く
- 既存のまちづくりに関する方針等との整合性を図る

右上に続く

- ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携
- 効率性を考えた津波防護施設の整備
- 防災性と生活の利便性を備えた市街地の形成
- 民間施設も活用して避難施設を効率的に確保
- 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整
- 対策に必要な期間を考慮して将来の危機に対し効果的に対応

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

<津波災害警戒区域>

- 住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域
- 避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物等に係る許可の基準となる水位(基準水位)の公示
- 警戒区域内で市町村が以下を措置。
 - 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
 - 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
 - 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
 - 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

<津波災害特別警戒区域>

- 防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域
- 生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為・開発行為に許可を必要とする区域を指定
- 指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

基本指針より抜粋

三 法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

法第八条第一項に規定する津波浸水想定の設定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するものとする。

最大クラスの津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、例えば、東北地方太平洋沖地震が該当する。これらの地震によって発生する最大クラスの津波は、国の中防災会議等により公表された津波の断層モデルも参考にして設定する。

中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、現時点で十分な調査結果が揃っていない場合が多く、過去発生した津波の痕跡調査、文献調査、津波堆積物調査等から、最大クラスの津波高を推定し、その津波を発生させる津波の断層モデルの逆算を今後行っていくものとする。

上記による最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、高度な知見と広域的な見地を要することから、国において検討し都道府県に示すこととするが、これを待たずして都道府県独自の考え方に基づき最大クラスの津波の断層モデルを設定することもある。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

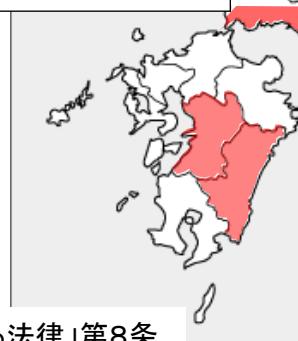
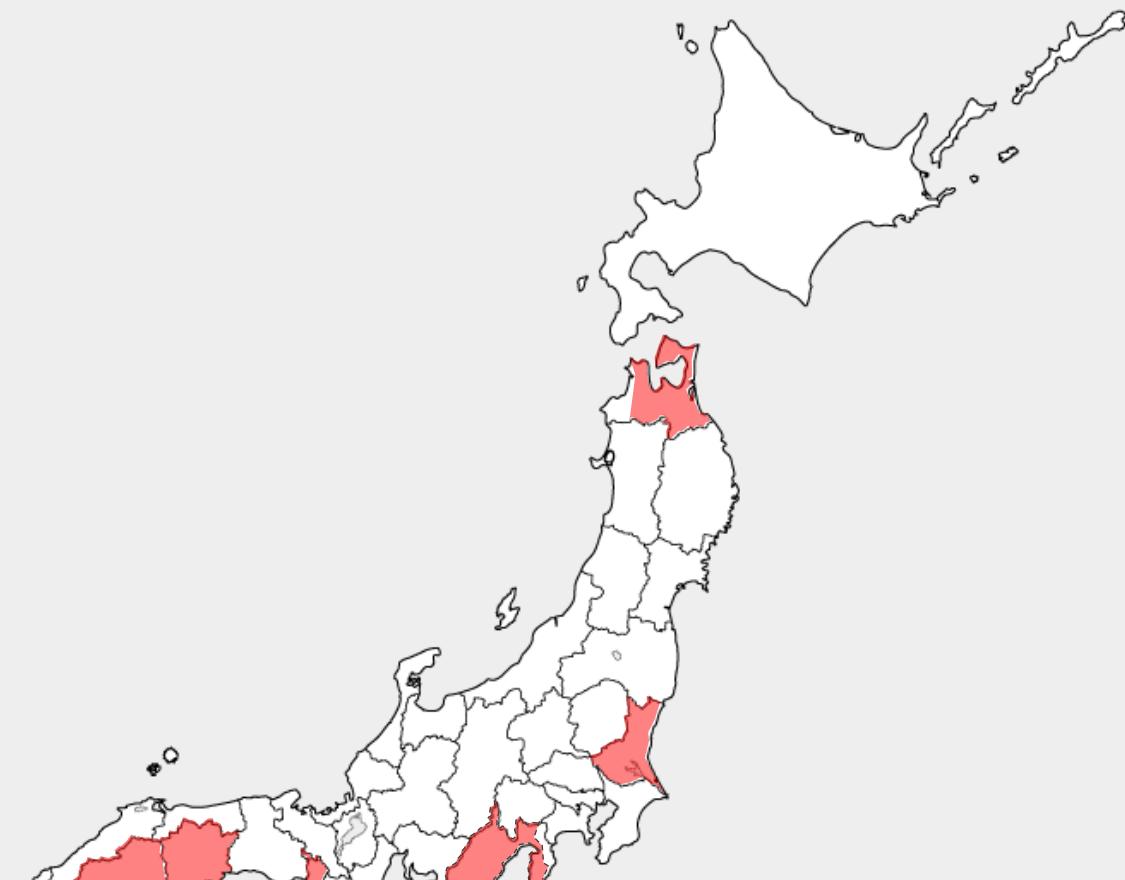


津波浸水想定の設定状況

H26.1.14時点

設定済みの県名	設定日
茨城県	平成24年8月
青森県(下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月
徳島県	平成24年12月
高知県	平成24年12月
宮崎県	平成25年2月
青森県 (陸奥湾沿岸及び下北八戸沿岸の残部)	平成25年2月
熊本県	平成25年4月
岡山県	平成25年4月
和歌山県	平成25年4月
広島県	平成25年4月
香川県	平成25年4月
愛媛県	平成25年6月
大阪府	平成25年8月
静岡県(伊豆半島の一部、駿河湾、遠州灘)	平成25年11月
山口県(山口南沿岸)	平成26年1月

全国で14府県にて設定済み



※ 設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条
第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

徳島県の津波災害警戒区域の指定(案)について

○徳島県は、津波防災地域づくり法に基づく、「津波災害警戒区域」の指定案を公表(全国初)

(平成25年11月25日に指定案を公表。3ヶ月程度の周知期間の後、正式に公示予定)

○津波災害警戒区域の指定により、**基準水位**(津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位)が示され、避難する上で有効な高さが明確になる。

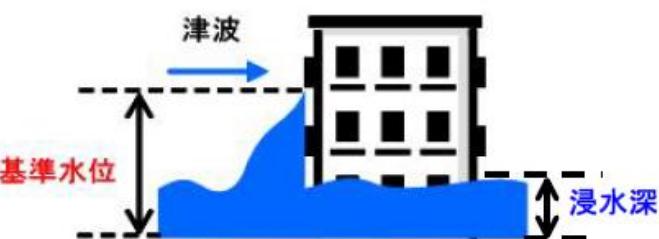
津波災害警戒区域図(案)



★ 「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に！

- ◆ 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- ◆ 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要（消防庁指針）

例	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
	基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
	基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上



※出典:徳島県資料